



®

令和3年 (2021年) 1月22日(金)

No. 15337 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3535-5347
近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971
経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆国境をまたいだ複数主体による特許権侵害
行為(上).....(1)

☆特許庁ホームページに「お助けサイト」を
新設しました.....(7)

国境をまたいだ複数主体による 特許権侵害行為(上)

弁護士法人内田・鯨島法律事務所

弁護士 藤田 達郎

1 はじめに

特許発明の構成要件が異なる主体の行為を合算することによって充足される場合に、特定の主体において特許権を侵害したといえるかどうかについては、従来から、例えば「複数主体による特許権侵害行為」という論点名で議論されてきた。この問題は、主として、複数者が関与している侵害の場合に、特定の主体に対して特許法固有の差止請求権を行使できる

か、という問題を検討対象としている¹。

この論点における実際の事案として、例えば電着画像形成方法事件(東京地判平成13年9月20日(平成12年(ワ)第20503号))といった著名な裁判例もあるが、裁判例の蓄積は必ずしも多くない。この意味では、この論点は実際の実務においてあまり問題とならないものかもしれない。

一方で、この論点は、グローバル社会の形成およ

官公庁、公益法人、国立大学、自治体等の契約実務・監査事務の担当者必携！
「財務省会計制度研究会報告の論点」など新たな動きを加筆。

官公庁契約法精義

日本大学総合科学研究所客員教授 有川 博 著
元会計検査院第四局長

A5 版上製箱入 本体 13,000+ 税

※お申し込みは…各都道府県官報販売所及び政府刊行物センターへ！

2020



全国官報販売協同組合 〒114-0012 東京都北区田端新町 1-1-14 TEL 03-6737-1500 FAX 03-6737-1510 <https://www.gov-book.or.jp>